

(別紙1) 提出書類等について

項目 手続内容	提出書類	提出部数	留意事項
① 幼稚園の 廃止認可 申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼稚園廃止認可申請書（別紙2）</li> <li>● 理事会等の決議録</li> </ul>	正副各1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>私立幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行する場合、「幼稚園の廃止認可申請」の手続きは不要です。</u></li> <li>● 幼稚園廃止の認可手続きにあたっては、大阪府私立学校審議会に諮問することとしています（令和6年3月予定）。</li> </ul>
② 学校法人の 寄附行為の 変更認可 申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校法人寄附行為変更認可申請書（別紙3-1）</li> <li>● 寄附行為変更の事由及び変更する条項を記載した書類（別紙3-2）</li> <li>● 寄附行為新旧比較表（別紙3-2）</li> <li>● 理事会及び評議員会の決議録</li> <li>● 現行の寄附行為</li> <li>● 学校法人の登記簿謄本</li> <li>● 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等</li> <li>● 令和5年度及び令和6年度の事業計画及びこれに伴う予算書</li> <li>● 令和3年度及び令和4年度の財産目録及び決算書</li> <li>● 幼保連携型認定こども園に移行する園に関する以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 令和6年度から適用される園則</li> <li>➢ 園の位置及び園地を明らかにする書類並びに園舎等の配置図及び平面図</li> </ul> </li> </ul>	正副各1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>私学助成を受ける幼稚園から施設型給付を受ける幼稚園又は幼稚園型認定こども園へ移行される場合、「学校法人の寄附行為の変更認可申請」手続きは不要です。</u></li> <li>● <u>寄附行為の変更にあたっては、(別紙3-3)を御確認ください。</u></li> <li>● 幼稚園型認定こども園は、現在の認可幼稚園に「認定こども園」という「認定」を受けるものであり、認可幼稚園の名称そのものを変更するものではありません。ただし、認可幼稚園の名称を変更する場合は、寄附行為の変更が必要となります。</li> <li>● 寄附行為変更認可後、新寄附行為（1部）を提出すること。</li> <li>● 登記事項の変更に係る場合は、登記完了届を提出すること。</li> </ul>